

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

平成18年3月17日

規則第26号

(平24規則56・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者（以下「事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「指定等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文、第58条第1項及び第115条の45の3第1項の指定並びに法第94条第1項及び第107条第1項の許可
 - (2) 法第70条の2第1項（法第78条の12、第115条の11、第115条の21及び第115条の31において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第115条の45の6第1項の規定による指定の更新並びに法第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による許可の更新
 - (3) 法第75条、第78条の5、第82条、第89条、第99条、第113条、第115条の5、第115条の15及び第115条の25並びに施行規則第140条の62の3第2項第4号から第6号までの規定による届出の受理
 - (4) 法第78条の8及び第91条の規定による指定の辞退の申出
- (指定居宅サービス事業者等の指定等の方針)

第3条 市長は、認知症高齢者、要介護高齢者等の住み慣れた自宅及び地域での生活を支えるため、地域に開かれ、良質なサービスを提供する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に努めるとともに、質の高い介護サービスの提供及び安定的な運営が見込める介護保険施設の指定並びに開設の許可に努めるものとする。

(指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事前選考)

第4条 法第41条第1項本文の指定(特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る指定に限る。)、法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型通所介護の事業を行う事業所に係る指定を除く。)、法第48条第1項第1号の指定、法第53条第1項本文の指定(介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る指定に限る。)若しくは法第54条の2第1項本文の指定(次項及び第3項において「指定」と総称する。)又は法第94条第1項の許可若しくは法第107条第1項の許可(次項及び第3項において「許可」と総称する。)を受けようとする者(市長が別に定める者を除く。)は、法第70条第1項、第78条の2第1項、第86条第1項、第115条の2第1項若しくは第115条の12第1項の規定による指定の申請又は法第94条第1項若しくは第107条第1項の規定による許可の申請をする前に、市長の定める時期に、設立計画書(別記様式)を市長に提出するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の設立計画書が提出されたときは、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下この条において「条例」という。)第1条の規定により設置する大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会(以下「委員会」という。)において審査させた上、当該設立計画書を提出した者を指定又は許可することが適当であるかどうかを決定し、その結果をその者に通知するものとする。

3 条例第4条の規定に基づく委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 委員会は、市長の諮問に応じ、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は介護保険施設の許可に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(2) 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、アからエまでに掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該アからエまでに定める数とする。

ア 学識経験を有する者 4人以内

イ 介護サービス事業者(大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)第4条に規定する介護サービス事業者をいう。) 2人以内

ウ 市民団体から選出された者 2人以内

エ 市長が指名する市職員 4人以内

(3) 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (4) 委員は、再任されることができる。
- (5) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- (6) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (7) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (8) 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
- (9) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (10) 会議は、原則として非公開する。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項を調査審議する場合は、委員長が委員会に諮って会議を公開することができる。
- (11) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は介護保険施設の許可を受けようとする者の事業計画の審査については、出席した委員による審査結果に基づき議長が定める方法により決するものとする。
- (12) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (13) 委員会の庶務は、健康福祉部介護・福祉施設課において処理する。
- (14) 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(標示)

第5条 指定等（第2条第1号に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を受けた者は、その旨を当該指定等に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

(公示)

第6条 法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の2各号、第131条の14各号、第133条の2各号、第135条の2各号、第137条の2各号、第140条の2の3各号、第140条の23各号、第140条の31各号及び第140条の38各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定の有効期間)

第7条 施行規則第140条の63の7の市町村が定める期間は、6年とする。

(滋賀県等への事業者情報の提供)

第8条 市長は、指定等をしたときは、滋賀県、滋賀県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 当該指定等に係る事業所又は施設の名称及び所在地
 - (2) 指定等（第2条第1号又は第2号に該当するものに限る。以下この号及び次号において「指定若しくは許可又はその更新」という。）をした場合にあつては、当該指定若しくは許可又はその更新の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - (3) 指定若しくは許可又はその更新をした場合にあつては、当該指定若しくは許可又はその更新の年月日及び指定有効期間の満了日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) 指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、役員の氏名、生年月日及び住所
 - (8) 指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、介護支援専門員の氏名及びその登録番号
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- (その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、事業者等の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

別記様式(第4条関係)

指定居宅サービス事業所・指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所
介護保険施設

設立計画書

年 月 日

(宛先)大津市長

所在地
申請者
名称

介護保険法に規定する事業所の指定申請又は施設の許可申請に係る事前選考に当たり、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者について

申 請 者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市			
		(ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種類別		法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日
代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市				
	(ビルの名称等)				
選 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 又 は 施 設 の 種 類	事業所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市			
		(ビルの名称等)			
	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	応募する事業等の 開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等の指定又は許可年月日
	特定施設入居者生活介護				
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			
		認知症対応型通所介護			
		小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型共同生活介護			
		地域密着型特定施設入居者生活介護			
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	看護小規模多機能型居宅介護				
	施設	介護老人福祉施設			
		介護老人保健施設			
介護医療院					
介護予防特定施設入居者生活介護					

地域 サービス 防着 サ型	介護予防認知症対応型通所介護			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	介護予防認知症対応型共同生活介護			

2 事業等の目的及び運営の方針(開設に至る動機等)

(1) 設立の趣旨・理念について
(2) 理念に基づく、基本方針(運営方針)について

3 設立予定地・建物の概要

所 有 者						
敷地の所有関係	区 分	所有区分	交渉状況	取得予定年月日	整 地	進入路
	自己所有 購 入 賃 借 無償貸与 その他 ()	公有地 理事等法人関 係者 一般個人 その他 ()	取得済 取得交渉中 未交渉 その他 ()	年 月 日 借地期間 年	不 要 整地済 採択後	公 道 私 道 幅 員 (m)
面積 (公簿)	m ²	登記 地目		駐車場	台(予定)	
区 分	①市街化区域・市街化調整区域 ②用 途 地 域 [] ③都市計画区域外 農地・山林・その他 []			規 制		
建 物 構 造	造、地上 階建 (新設 ・ 既存)				自己所有・賃借	
延 床 面 積	m ²	一人当たりの居室面積(最小)		m ²		
消火設備その他非常災害に際して、 必要な設備の有無について	有()・ 無					

設計・設備に工夫した点について

4 整備に係る事業費及び資金計画

(1) 事業費

事業費	本体工事費(改修費含む。)	円
	その他工事費(外構工事)	円
	施設整備費小計	円
	設計管理費	円
	設備整備費	円
	造成工事費	円
	土地取得費	円
	運営費	円
	その他()	円
	合計	円

(2) 資金計画

補助金()	円
寄附・贈与金	円
機構借入金	円
その他借入金()	円
自己資金	円
その他	円
合計	円

5 利用者について

利用者の概要
利用者の対象や条件があればどのように考えているか記入してください。

6 職員採用と採用後の研修について

職員採用と採用後の研修計画について具体的に記述してください。

7 その他(以下の項目について考え方、具体的方策を記入してください。)

①地域との交流、 かかわりについて	
②地域の医療機関 との連携について	
③緊急時・非常災 害時の関係機関へ の通報・連携体制 について	
④情報の発信につ いて	
⑤家族会について	
⑥大津市との連携 について	

※ 記入を要する各項目について、記入スペースが足りない場合は、別途書類を添付してください。